

新型コロナウイルス対策ガイドライン

熊本高等専門学校 緊急対策室

1. 陽性者・濃厚接触者が発生したとき

(1) 感染もしくは濃厚接触と判明した場合、学校に連絡すること。

(学生の場合)

- 学生課・学務課、もしくは担任に連絡する。寮生は寮にも連絡する。
- ・学生課・学務課が連絡を受けた場合、担任ならびに学科長に連絡すること。
- ・担任が連絡を受けた場合、学生課・学務課ならびに保健室、学科長に連絡すること。
- ・その他の教職員が連絡を受けた場合、学生課・学務課、保健室、担任、学科長に連絡すること。

(教職員の場合)

- 所属長と総務課に連絡する

(2) 経緯の確認

- ・感染の経緯については、学生に対しては学生課・学務課、教職員に対しては総務課が確認し、必要に応じて担任等が補足して、緊急対策室宛に周知する。

(3) 接触者の確認

- ・経緯を確認して明らかになった学内の接触者については、状況を確認後、必要に応じて自宅・自室待機を促すこととなる。ただし、原則、保健所の指示に従うものとする。

2. 学生・教職員およびその同居家族・同居人が感染した、もしくは濃厚接触者となったとき

誰が？	どうした？	どうする？
本人が	感染した	【A】(1) ・保健所の指示に従う。 ・保健所の指示が無い場合、発症者は発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過で制限解除。無症状者は検体採取日の翌日から7日間経過して引き続き症状がないことで制限解除。
	濃厚接触者となった	【A】(2) ・保健所の指示に従う。 ・保健所の指示が無い場合、感染者の発症日(感染者が無症状の場合は検体採取日)又は感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、7日間待機、8日目に解除。
	陰性だったが体調不良(濃厚接触者は除く)	【C】 ・病院の指示に従う。 ・病院の指示が無い場合、症状が回復(解熱)した日を起算日として、2日目まで自宅等に待機、3日目に登校・通勤可。
同居家族・同居人が	感染した	【B】(3) ・本人は濃厚接触者となる。原則、保健所の指示に従うことになるが、保健所から指示が無い場合は【A】(2)に従う。
	濃厚接触者となった	【B】(4) ・同居家族・同居人のPCR検査等の結果が出るまで自宅待機とする。
	陰性だったが体調不良	特に制限無し

【A】 学生・教職員本人が感染した、もしくは濃厚接触者となったとき

(1) 本人がPCR検査等を受け、陽性であった場合、保健所等の指示に従うこと。療養解除日についても保健所の指示に従うこととする。

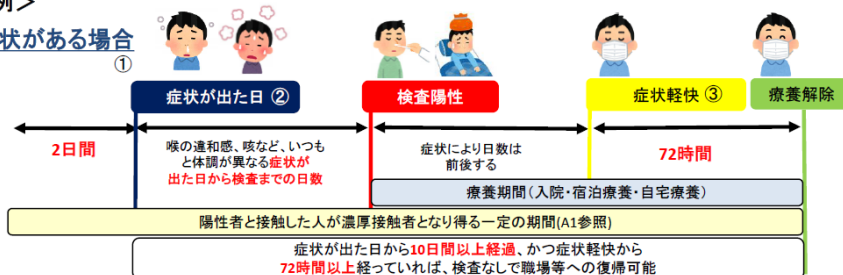
保健所の指示が無い場合は、以下に従う。

- ・発症者：発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過していること
※症状軽快とは、解熱剤なしで解熱および呼吸器症状の改善傾向
- ・無症状者：検体採取日の翌日から7日間経過して引き続き症状がないこと。

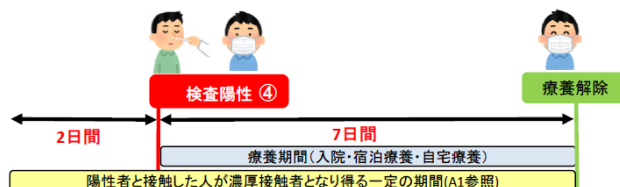
新型コロナウイルス感染症 陽性だった場合の療養解除について

<例>

症状がある場合



症状がない場合



- ① 人工呼吸器等による治療を行わなかった場合。
- ② 症状が出始めた日とし、発症日が明らかでない場合には、陽性が確定した検体の採取日とする。
- ③ 解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合。
- ④ 陽性が確定した検体の採取日とする。

(出典：厚生労働省)

(2) 本人が濃厚接触者に指定された場合、保健所等の指示に従うこと。解除日についても保健所の指示に従うこととする。

保健所の指示が無い場合、濃厚接触者の待機期間は、

①感染者の発症日（感染者が無症状（無症状病原体保有者）の場合は検体採取日）

②感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日

のいずれか遅い方を0日目として、7日間（8日目解除）とする。ただし、別の同居家族が発症した場合は、改めてその発症日（当該別の同居家族が無症状の場合は検体採取日）を0日目として起算する。また、当該感染者が診断時点で無症状病原体保有者であり、その後発症した場合は、その発症日を0日目として起算する。また、10日間を経過するまでは、検温などの健康状態の確認を継続する。

感染対策：日常生活を送る上で可能な範囲での、マスク着用、手洗い・手指消毒の実施、物資等の共用をさける、消毒等の実施。



(出典：福岡県)

なお、教職員については、以下の条件で待機を解除することができるが、事業所内に「検査管理者」を置く必要があるため、現状では対応できない。

・無症状であり、陽性者との接触日から4日目と5日目に抗原定性検査キット（薬事承認されたもの）を用いて陰性。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html

【B】 学生・教職員の同居家族・同居人が感染した、もしくは濃厚接触者となったとき

同居人：同じ家に居住している、家族以外の人。寮生は同部屋の住人とする。

(3) 本人の同居家族・同居人が感染した場合、本人は濃厚接触者となる。原則、保健所の指示に従うことになるが、保健所から指示が無い場合は【A】(2)に従う。

(4) 本人の同居家族・同居人が濃厚接触者となった場合、濃厚接触者が陽性となった場合に改めて濃厚接触者に該当するか判断される。よって、同居家族・同居人の PCR 検査等の結果が出るまで自宅待機とする。また、濃厚接触者は感染している可能性が高いので、十分に感染対策をして過ごす。

※厚生労働省の指針では「同居家族が濃厚接触者になっても特に制限はない」とあるが、本校の対応としては、PCR 検査結果が出るまで自宅待機の対応とする。

【C】検査の結果、問題なかったが体調不良である場合（濃厚接触者は除く）

(注意) PCR 検査で陰性であっても、濃厚接触者であった場合は【A】(2)に従って下さい。

(5) PCR 検査等で陰性ではあったものの、風邪症状等を伴った体調不良であった場合は、登校・通勤できる日程については病院等の指示に従うこと。

病院等からの指示が無い場合は、症状が回復(解熱)した日を起算日として、2日目まで自宅等に待機、3日目に登校・通勤を可とする。ただし、一度解熱後に再発熱した場合は、再発熱後に回復(解熱)した日を起算日として改めて2日目まで自宅等に待機とする。

また、インフルエンザであった場合、上記の条件に加え「発症日を起算日として5日目まで待機」の条件を満たした上で登校・通勤を可とする。

(参考) 濃厚接触者の定義 (2022.2.15、厚生労働省)

濃厚接触者とは、陽性となった人と一定の期間に接触があった人をいいます。

一定の期間とは療養期間に加え、症状のある陽性者では発症日の2日前から、症状のない陽性者では検体を採取した日の2日前から療養を開始するまでの期間となります。

この期間に、以下の条件に当てはまる方を指します。

同居している人

長時間の接触 (車内、航空機内等を含む。航空機内は国際線では陽性者の前後2列以内の列に搭乗していた人、国内線では周囲2m以内に搭乗していた人が原則)

適切な感染防護なしに患者確定例を診察、看護若しくは介護していた人

陽性者の気道分泌液や体液などの汚染物質に直接接触した可能性が高い人

マスクなしで陽性者と1m以内で15分以上接触があった場合

ただし、これはあくまで原則であり、その他あらゆる状況を聞き取った上で保健所が総合的に判断します。

3. 学内の対応レベルを知りたいとき

○熊本高専対応レベル表で確認できる。

<https://kumamoto-nct.ac.jp/covid19.html>

(参考) 熊本県リスクレベル

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/30/51409.html>